様

社会医療法人　同仁会　みみはらファミリークリニック

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通所リハビリテーション　　所長　影山　浩

【2024年4月1日より重要事項説明書内容の変更及び追加内容】

介護報酬改定に伴い、重要事項説明書内容の変更がございますのでお知らせいたします。

7　虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止等のために、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待を防止するための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

８　身体拘束について

第15条　の内容変更

身体拘束の禁止については、基準省令第35条の2の規定によるものとする。事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

16　衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生

的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６か月に1回以上は開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

17　事業継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（追加）

ハラスメントへの対策強化について

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景といった言動であっても、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者またはその家族などが従業者に対して、前１号に掲げるもの及び著しい迷惑行為等、保険上定められている以外のサービスの提供を強要された場合などは、事業所は事実確認を行い、必要な措置を講じるものとする。やむを得ずサービス利用を中止する場合があります。

* 2024年６月に介護報酬改定に伴う、基本報酬単位数の変更及び各種加算の変更がございます。これにつきましては、別紙、介護報酬改定に伴うお知らせをご確認下さい。

重要事項説明書の内容変更・追加内容について了承しました。

　　　年　　　月　　　日

利用者　住所

　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　（※）において、本人が自書しない場合は、押印をしてください。

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

代理人　住所

　　　　　　　氏名

　利用者とのご関係　　　　夫　　・　　妻　　・　　子　　・　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）